

社会福祉法人 以和貴会 介護福祉士実務者研修（通学）学則

（事業者の名称・所在地）

- 第1条 本研修は、次の事業者が実施する。
- 名称 社会福祉法人 以和貴会
所在地 鹿児島県鹿屋市串良町細山田 5902-3

（目的）

- 第2条 本研修事業は介護サービスに従事しようとする者を対象とした基礎的な職業教育としての位置付であり、介護福祉士を目指す上で、幅広い利用者に対する基本的な介護提供能力の修得や、新たな課題・技術・知見を自ら把握できる能力の獲得と、より専門的な知識・技術を習得するための機会とすることを目的とする。

（実施課程）

- 第3条 前条の目的を達成するために、次の研修事業（以下研修という）を実施する。
- 介護福祉士実務者研修（通学課程）

（研修事業の名称）

- 第4条 研修事業の名称は次のとおりとする。
- 社会福祉法人以和貴会 介護福祉士実務者研修

（修業年限）

- 第5条 修業年限は6ヶ月とする。

（定員）

- 第6条 定員が1学級20名とし、学級数は1とする。

（履修方法）

- 第7条 履修方法は次のとおりとする。
- 実務者研修養成課程 450時間を通学学習にて行う。

（講義会場）

- 第8条 通学課程は下記の会場で実施する。
- 名称 以和貴会介護福祉士養成事業所
所在地 鹿児島県鹿屋市串良町下小原 3106

(教育課程及び授業時間数)

第9条 教育課程及び授業時間数は下表のとおりとする。

科目	授業時間数	免除科目	形態
人間の尊厳と自立	5	なし	面接授業
社会の理解Ⅰ	5		面接授業
社会の理解Ⅱ	30		面接授業
介護の基本Ⅰ	10		面接授業
介護の基本Ⅱ	20		面接授業
コミュニケーション技術	20		面接授業
生活支援技術Ⅰ	20		面接授業
生活支援技術Ⅱ	30		面接授業
介護過程Ⅰ	20		面接授業
介護過程Ⅱ	25		面接授業
介護過程Ⅲ	45		面接授業
発達と老化の理解Ⅰ	10		面接授業
発達と老化の理解Ⅱ	20		面接授業
認知症の理解Ⅰ	10		面接授業
認知症の理解Ⅱ	20		面接授業
障害の理解Ⅰ	10		面接授業
障害の理解Ⅱ	20		面接授業
こころとからだのしくみⅠ	20		面接授業
こころとからだのしくみⅡ	60		面接授業
医療的ケア	50		面接授業
合計	450	なし	

※通学課程は職業訓練生を対象とするため免除科目はない。

(入学時期)

第10条 入所時期は各講座の開講日とする。

(休業日)

第11条 休業日は次のとおりとする。ただし、養成施設の長が必要と認める場合には、休業日を変更することがある。

- (1) 年末年始 12月29日～1月3日
- (2) 国民の祝日に関する法律に規定する日

(受講対象者)

第 12 条 介護業務に従事しようとする者及び介護福祉士の資格取得を目指している者とする。

(受講者の選考)

第 13 条 受講者の選考は、ハローワークを通して申込み後、面接・筆記試験にて選考となる。

(受講手続き)

第 14 条 受講手続は所轄のハローワークにて行う。

(受講生の本人確認)

第 15 条 受講生の本人確認は以下の方法で行う。

初回の講義時に公的な身分証明書（運転免許証等）を持参し、事務職員が確認する。

(研修期間)

第 16 条 研修期間を 6 ヶ月とし、12 ヶ月まで受講を延長することができる。

(在籍年限)

第 17 条 在籍年限は 1 年以内とする。但し、やむを得ない場合については手続きの上、2 年までとする。

(休学)

第 18 条 受講生が疾病、事故、その他やむを得ない事由によって休学しようとするときには、休学届けにその事由を明らかにする書類（診断書等）を添えて提出し、養成施設長の承認を得なければならない。

(復学)

第 19 条 前条の者が復学しようとするときは、復学願を養成施設長に提出し、その許可を得なければならない。

(退学)

第 20 条 受講生が疾病、事故、その他やむを得ない事由で退学しようとするときには、その事由を記載した書類を提出し許可を得なければならない。

(学習の評価及び課程修了の認定)

第 21 条 学習の評価は以下のとおりとする。

- (1) 各科目の出席時間数が養成施設指定規則に定める時間数の 3 分の 2 に満たないものについては、当該科目の履修の認定をしない。
- (2) 各科目小テストを行い、成績評価を行う。成績評価は A (90 点以上)、B (80 点から 89 点)、C (70 点から 79 点)、D (70 点未満) の 4 段階とし、C 以上を合格とする。

(課程修了の認定)

第 22 条 課程修了の認定については以下のとおりとする。

- (1) 受講料を全額支払っている。
- (2) 各科目の出席時間が規定時間の 3 分の 2 以上である。
(やむを得ず欠席した場合、補講を受けるものとし、補講を受けた者は出席とみなす。補講料：2,000 円 (税込))
- (3) 医療的ケア・筆記試験において 90 点以上をとり、演習に参加する。
(不合格の場合には、追試を行う。追試料：2,000 円 (税込))
- (4) 医療的ケア演習で一定の基準に達すること。
- (5) 介護過程Ⅲ・実技の評価で合格すること。
- (6) 実務研修・筆記試験で 70 点以上をとること。
(不合格の場合には追試を行う。追試料：2,000 円 (税込)。追試は 2 回までとし、不合格の場合、3 回目にレポートを提出し、合格しなければならない。)

(補講について)

第 23 条 補講の取り扱いについては以下のとおりとする。

- (1) 研修の一部を欠席した者で、やむを得ない事情があると認められた場合は、欠席した講義について補講を行うものとする。
- (2) 補講の申し出は事前申し出を原則とする。
- (3) 補講にかかる費用は自己負担となる場合がある。
- (4) (1) に規定する「やむを得ない事情」とは、社会通念上の妥当とされる次の事由とする。
 - i 疾病または負傷
 - ii 天災そのほかやむを得ない理由
(水害、火災、地震、暴風雨雪、暴動、交通事故等)
 - iii 法令に定める事由によるもの
 - ・選挙権その他公民としての権利を行使する場合
 - ・証人、鑑定人、参考人、裁判員等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他の官公庁に出頭する場合
 - iv その他、やむを得ない事由として当法人が認めるもの

(他研修の修了認定)

第 24 条 修了認定について以下のとおりとする。
職業訓練生を対象とするため免除科目はない。

(修了証書等の交付)

第 25 条 修了を認定された者に対し、修了証明書を交付する。また、一部修了した科目がある者は、履修証明書を交付する。

(受講料)

第 26 条 研修参加費用は以下のとおりとする。
鹿児島県による公共職業訓練のため無料とする。(テキスト代のみ自己負担)

(受講料の返還)

第 27 条 納入された受講料は原則として返還しない。

(教員組織)

第 28 条 研修を実施するにあたり、次の教職員を置く。

- (1) 養成施設長
- (2) 教務に関する主任者
- (3) 専任教員
- (4) 介護過程Ⅲを担当する講師
- (5) 医療的ケアを担当する講師
- (6) 事務職員

(賞罰)

第 29 条 受講生が学則に違反する等受講生としての本分に違反する行為があった時は、懲戒処分を行うことができる。懲戒は訓告及び退校とする。訓告・退校は次の各項に該当する学生に対して行う。

- (1) 学習意欲に欠け、修了の見込みがないと認められる者
- (2) 面接事業において、遅刻・早退・欠席が著しい者
- (3) 施設の秩序や受講環境を著しく乱した者、または乱すおそれのある者
- (4) 法令違反等、公序良俗に反し、社会通念上、受講生として相応しくない者
- (5) その他当講座の受講生として不適切と当施設が認めた者

(修了者管理の方法)

第 30 条 修了者管理は以下のとおりとする。

- (1) 修了者は修了者名簿に記載し厚生労働省で指定された様式に基づき報告する。
- (2) 修了証明書の紛失等があった場合は、修了者の申し出により再発行を行うことができる。

(個人情報管理)

第 31 条 当該研修における個人情報について、厳正に管理を行う。

(施行細則)

第 32 条 この学則に必要な細則並びに、この学則に定めていない事項で必要があると認められる場合は、当社がこれを定める。

(附則)

第 33 条 この学則は平成 29 年 8 月 1 日から施行する。
この学則は令和 2 年 4 月 1 日から施行する。